諮問番号：平成３０年度諮問第２５号

答申番号：平成３１年度答申第 ３ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年６月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

相続財産は、亡くなった○○が残してくれたものであり、いきなり死亡した年月日まで遡って返還せよとは納得できない。生活保護を受けるに当たりそのような遺産相続に関する説明も受けなかったし、「生活保護のしおり」にも載っていない。説明を受けていれば、もっと早く生活保護の打ち切りをさせてもらったかもしれないし、相続放棄をしたかもしれない。

保護費の不正受給がはびこっている中、正直に遺産相続があるといったら返還請求された。遺産相続の事案は黙ったまま保護費をもらい続けた方が良かったのか。相続財産は、年金がもらえるまで生きていくのに必要なお金である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

相続財産の法第６３条に基づく返還について、審査請求人は、保護開始時に遺産相続に関する説明も受けなかったし、「生活保護のしおり」にも載っておらず、被相続人である○○が残してくれた財産について、○○の死亡日（平成２５年１０月○○日）に遡って返還となることに納得いかないと主張している。

しかしながら、相続の開始は被相続人の死亡日とされており、その時点で受領すれば、その日以降の審査請求人の最低限度の生活の維持のために活用できるものであることから、被相続人の死亡日を法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点としている。

次に、費用返還額の決定について、処分庁は、審査請求人が受領した相続財産の額が、審査請求人に対し相続開始時以降に支給した保護費の総額を上回るため、当該保護費を返還請求の対象とし本件処分を行ったものであり、○○の死亡日を資力発生時点とし、平成２９年６月までに支給した保護費相当額を返還額とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、相続財産の資力の発生時点をいつと捉えるかについては誤解が生じやすい事項であるため、処分庁においては、被保護者に対し、処分の決定を行う際は、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならないことを付言する。

以上のとおり、処分庁が、保護開始時から審査請求人に対して支給した保護費全額を返還額として決定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、大阪府における生活保護の不正受給の調査及び処罰等を求めているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

**第４　調査審議の経過**

　平成３１年２月１３日　　　諮問書の受領

平成３１年２月１９日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月４日

口頭意見陳述申立期限：３月４日

平成３１年２月２５日　　　第１回審議

平成３１年３月６日　　　　審査請求人から平成３１年３月１日付け主張書面を受領

平成３１年３月１５日　　　第２回審議

平成３１年４月８日　　　　第３回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の５の「法第６３条に基づく返還額の決定」の答（１）は、「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。

（４）問答集の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（２）は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第８８２条、第８９６条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第９０９条）とされている。したがって、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

（５）「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）には、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲に含まれない。」とし、（エ）において、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記されている。

（６）民法（明治２９年法律第８９号）第８８２条は、「相続は、死亡によって開始する。」と定め、同法第８９６条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２１年１１月２７日、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２９年５月１０日、ケースワーカーが家庭訪問した際、死亡した親族の遺産を相続するかもしれないと申し出たため、金額等がわかり次第速やかに報告するよう指示した。

（３）平成２９年６月２日、ケースワーカーが家庭訪問を行い、審査請求人は、相続について、「相続人は○○○○○○○○○○○○及び審査請求人の４人。相続財産のうち土地は４００万円で売りに出し、預貯金は３，０００万円ほどある。」と述べた。

（４）平成２９年６月５日、処分庁は、資力発生日の確認のため被相続人の死亡日がわかる書類を提出すること及び被相続人の死亡日以降に支給した保護費は法第６３条に基づく返還対象となる予定であることを、審査請求人に電話で伝えた。

（５）平成２９年６月８日、審査請求人の銀行口座に、○○○○○○○○　○○○○○○○○○○　○○○○○○○から１４，１９４，５９０円が振り込まれたことを、処分庁は、審査請求人から提出された通帳のコピーにより確認した。処分庁は、当該金額は、○○○○○○○の分を含む二人分であることを、審査請求人から聴取した。

（６）平成２９年６月１５日、審査請求人は、相続財産目録のコピーを処分庁に提出した。資料によれば、目録調整日は平成２９年５月○○日、被相続人は○○○○（審査請求人の○○）で死亡日は平成２５年１２月○○日、相続人は、○○○○（審査請求人）、○○○○、○○○○及び○○○○の４名、遺産として、土地、建物、現金及び預貯金があることが確認できる。

（７）平成２９年６月１５日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が１４，１９４，５９０円の二分の一である７，０９７，２９５円を相続したものとして収入認定し、法第６３条、問答集問１３の６の答に基づき、平成２６年１月から平成２９年６月に支給した保護費のうち５，２３７，６２０円を返還金とすること及び当該返還金を納付した残額が審査請求人の最低生活費の６か月分以上の額となることから、平成２９年６月８日付けで保護を廃止することを決定した。

（８）平成２９年６月２３日、処分庁は、返還決定額を５，２３７，６２０円、返還決定理由を「あなたは、平成２９年６月８日に亡○○○○○○○氏の遺産７，０９７，２９５円を相続しました。そのため○○が亡くなった平成２５年１２月○○日から平成２９年６月に支給した保護費５，２３７，６２０円については、法第６３条の規定により、「資力があるにも関わらず保護を受けたとき」に該当するため５，２３７，６２０円について同法同条に基づき費用返還を決定します。」とし、納期限を平成２９年７月３１日として審査請求人に対して通知した。

（９）審査請求人は、平成２９年７月３０日付けで本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、本件処分により、被相続人である○○の死亡日まで遡って受給した保護費の返還を求められたことについて納得できないと主張している。

しかしながら、法第６３条にいう「資力」を有することとなる時点については、民法第８８２条及び第８９６条の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。したがって、処分庁が、遺産相続の際の保護費の費用返還に関する問答集問１３の６の答（２）（上記１（４））に従い、審査請求人の○○の死亡日を「資力」の発生時点として本件処分したことには違法又は不当な点は認められない。

次に、法第６３条に基づく返還額について、審査請求人が受領した相続財産の額が７００万円を超えており相続開始時（○○の死亡日）以降に支給した保護費の総額（５２３万円余）を上回るため、この金額を返還決定額として本件処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

なお、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を返還額から控除することができる（自立更生免除。上記１（５））が、本件諮問書の添付書類からは本件において自立更生免除を行うべき事実を見出すことができない。

（２）審査請求人は、被保護者が相続財産を受領した際の返還金について、「生活保護のしおり」（豊中市福祉事務所、平成２７年４月１日発行）に記載がなく、処分庁から説明もなかったと主張している。

たしかに、審査請求人から提出された「生活保護のしおり」の１１ページ及び１２ページには、被保護者の義務として「届出の義務」について「⑥資産を得たとき（相続、交通事故などの補償を含む）や、処分したとき（土地、建物、生命保険など）」の記載がある一方、１３ページには、「こんなときは保護費を返していただきます」として「（１）活用できる資産がありながら、保護を受けたとき」の説明があるものの、財産を相続したときは例示に含まれていない。もっとも、法第６３条にいう「資力」は、前記「生活保護のしおり」に記載されている場合に限られるものではないし、また、保護受給中に資力が発生した被保護者に法第６３条に基づく返還義務が生じることは、事前の説明の有無に左右されるものではなく、法第６３条の返還義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものではない。

以上より、審査請求人の主張を認めることはできず、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、処分庁は、被保護者に対し、相続による資力の発生時点に関して誤解のないよう、丁寧に説明し理解を得るよう努めるべきであることは、審理員意見書が付言するとおりである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子